

令和6年12月19日開会
令和6年12月19日閉会

第791回湯川村農業委員会 定例総会会議録

湯川村農業委員会

第 7 9 1 回 湯 川 村 農 業 委 員 会 会 議 録

第 7 9 1 回湯川村農業委員会定例総会を令和 6 年 1 2 月 1 9 日湯川村役場に召集した。

1. 出席農業委員（7 人）・出席推進委員（6 人）

1 番	小 沼 幸 子	2 番	佐 藤 敬 一
3 番	山 田 誠一郎	4 番	兼 子 房 男
5 番	山 口 栄 子	6 番	真 壁 澄 男
7 番	中 島 仁	8 番	高 木 伸 也
1 0 番	渡 部 正 美	1 1 番	三 瓶 恵 美
1 2 番	吉 田 守	1 3 番	高 橋 勝 彦
1 4 番	中 島 和 裕	1 5 番	大 場 忠 重

2. 欠席農業委員（0 人）・欠席推進委員（1 人）

9 番 鈴 木 明 美

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局職員 大 場 祐 一 永 島 真 弓

4. 本日の会議の案件

- 議案第 2 4 号 湯川農業振興地域整備計画の変更案に関する意見について
- 議案第 2 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について
- 議案第 2 6 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

5. 会議の概要

（午前 9 時開会）

- 議 長 皆さん、おはようございます。先月 11 月 21・22 日は農業委員会の視察研修にご参加いただきましてありがとうございました。大規模農家を見学し、肥しとして身体に蓄積されたのではないかと思います。12 月 5 日の農地相談会では 1 名の方が相談に来られたということで対応ありがとうございました。
- 2～3 時間その場にいることは大変だったと思いますが、お世話になりました。昨日まで湯川村議会が開催されていまして。新聞等にも掲載されておりましたが、その件以外のことで備蓄米の価格を上乗せして追加払いをするという話が村長からありましたので、申し添えておきます。
- 議 長 本日の出席状況でございますが、農業委員については、欠席の報告を受けておりません。農地利用最適化推進委員については、9 番委員から欠席の報告を受けております。農業委員 8 名中 8 名出席しておりますので本日の会議は

成立しております。

議長 只今より第 791 回湯川村農業委員会定例総会を開会いたします。

議長 日程第 1、会期の決定について、をお諮りいたします。

3 番委員 会期は本日一日限りとしたいと思います。

議長 只今 3 番委員から「会期を本日 1 日限りとする。」提案がありました。ご異議
ございませんか。

(異議なし、の声)

議長 ご異議なしと認め、会期を本日 1 日限りといたします。

議長 日程第 2、会議録署名人の決定について、をお諮りいたします。

(議長一任、の声)

議長 議長一任ということで、私の方から指名させていただきます。本日の会議録
署名人に 8 番委員と 2 番委員の両名をお願いいたします。

議長 日程第 3、会務の報告をいたします。事務局の報告を求めます。

事務局長 前回の定例会から本日までの主な会務を報告した。

議長 これで会務の報告を終わります。

議長 日程第 4、議案第 24 号、湯川農業振興地域整備計画の変更案に関する意見に
ついて、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議長 はい、事務局。

事務局 2 ページにより、議案第 24 号を朗読。

令和 6 年 11 月 28 日付けで湯川村長から農業振興地域整備計画の変更案につ
いて意見を求める旨の文書が提出されました。申請地の農地転用に係る農地区
分につきましては、宅地化が見込まれる場所ということで市街地近傍小集団農
地に該当し立地基準に合致するものであります。

なお、詳細につきましては農振法を担当しております。農業振興係の芦沢主
査が説明いたします。

芦沢主査 今回の案件につきましては、11 月 6 日付けにて、事業計画者■■■■氏、土
地所有者■■■■氏より農用地利用計画変更申出書の提出がありましたので、
湯川農業振興地域整備計画を変更するにあたり、農業振興地域の整備に関す
る法律施行規則第 3 条の 2 の規定により湯川村農業委員会へ意見を照会させ
ていただいております。

まず事業計画について先に説明をさせていただきたいと思いますので、9 ペ
ージの農用地利用変更申出書をご覧ください。

申出の土地は、■■■■さんが所有している、現況地目は■■の■■■■
■■番地■■■■㎡の一部■■■■㎡であります。

変更の目的は、事業計画者である■■■■氏の両親が高齢であり、同居をす
るため家を新築するにあたり、建て替え中の仮住まいが難しいとのことであ
り、土地を選定したところ、今回の申出地以外に候補地がなかったことから
、変更申出書を提出するに至っております。なお、選定にあたり候補地と

農業振興地域整備計画変更理由書に基づき説明をさせていただきますので、ページを戻って4ページをご覧ください。

件数は1筆、面積が合計で■■■■㎡です。農用地利用計画上の用途区分別面積については、農地で■■■■㎡となっております。

農振除外にあたっては、変更内容が、農業振興地域の整備に関する法律に定める 6 要件を満たす場合に農振除外が認められ転用が可能となります。

農振法の変更要件の検討内容について説明いたします。

農地転用の立地基準や土地所有者の同意、水道・下水道のライフラインの問題などにより、今回のように農振農用地にしか適地がなく、農振法の6要件に合致し計画に支障がないと判断した場合は、本申出を受理するわけです。土地の選定については、村が十分協議しておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

農振法第 13 条第 2 項第 3 号に対しましては、当該地は村道に面しており、位置的にも農用地の集団化・農作業の効率化に影響を及ぼす恐れはないと認められると考えます。

農振法第13条第2項第4号に對しましては、計画に必要な最小面積の農用地を計画対象としており、除外面積も 〇.〇〇㎡であることから、効率的かつ安定的に農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れが

ないと認められると考えております。また、現在の耕作者である■■■■集落の■■■■さんとは、一部解約する旨の確約がとれています。また耕作者は認定農業者になっておりますが、今回の面積減少については、農業経営を営む者に対する集積に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

農振法第13条第2項第5号に対しましては、取水については水道、生活排水については下水道に接続し、雨水のみを農業用排水施設に放流することとなっており、土地改良施設等の有する機能には支障を及ぼす恐れがないと考えます。

農振法第13条第2項第6号に対しましては、土地改良事業は未実施の農地であり、今後も公共投資の予定がないので政令で定める基準に適合しております。

続きまして18ページをご覧ください。土地利用計画図を載せてございます。主な建物及び工作物については、住居の建築面積は■■■■㎡です。カーポート2台分と合わせて車3台が駐車できるスペースを確保し、敷地面積は■■■■㎡となっています。法定外公共物の水路がありまして、村の所有になりますが、取り扱いについては、担当課と協議中です。進入路として橋を架ける予定です。土砂が流出しないよう、西側と南側にはL型擁壁を施工する予定です。説明は以上です。

議 長 これより、本案に対して質疑に入ります。
質疑ございませんか。

議 長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。これより本案に対する意見をお聞きいたします。
意見なしと認めます。

議 長 これより、議案第24号、湯川農業振興地域整備計画の変更案に関する意見について、を裁決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます、これより議案第24号、湯川農業振興地域整備計画の変更案に関する意見について、を裁決いたします。

議 長 当委員会では「湯川農業振興地域整備計画の変更案」に対して、異存がない旨の意見を付すことに賛成の農業委員の挙手をお願いします。挙手全員です。よって本案は、異存がない旨の意見を付すことに決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 20ページにより、議案第25号を朗読。続けて25ページ以降を別紙により説明。

権利の種類につきましては所有権の移転です。譲渡人については、■■■■集落

の[]さん、譲受人は[]集落の[]さんです。申請地は大字[]
[]の[]筆で、面積は[]㎡です。申請内容及び契約内容
ですが、設定の時期は許可の日、期間は永年、土地の引き渡し時期は、許可の
日です。世帯員の農作業従事者の状況は男性3名、女性1名のうち農業従事者3
名であります。譲受人の経営面積は自作地合計で[]㎡でございまして、
遊休農地もなく、管理耕作されており、効率的に農地を利用しています。譲受
人は、認定農業者であり、後継者である息子とともに常時農作業に従事してお
ります。また、農業機械については、トラクター1台、田植機1台、コンバイ
ン1台、乾燥機1台を所有しております。申請地の場所につきましては、22 ペ
ージに位置図、23 ページには公図を添付しており赤色で塗られている部分で
ございます。申請地の北側[]と2列西側の田は譲受人が耕作して
おります。

議案第25号の案件につきまして、申請書及び営農計画書、現地調査から農地
法第3条第2項の規定の許可審査基準の不許可の項目に該当がありませんで
した。説明は以上です。

議 長 只今の事務局説明に関連して現地調査委員からの報告をお願いします。
4 番委員 別紙農地法第3条第1項の許可申請に伴う調査報告書を朗読して報告した。
(報告内容は割愛)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、現
地調査委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。質疑はござ
いませんか。

議 長 その他、質疑はございませんか。

議 長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 質疑を打ち切ります。意見を徴します。

11 番委員 議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について意見を述
べます。申請する各事項は事実と相違なく、農地法第3条第2項に該当しな
いので許可したいと思います。

議 長 これより、議案第25号を採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
(異議なし、の声)

議 長 ご異議なしと認めます。これより議案第25号、農地法第3条第1項の規定に
よる許可申請について、を採決いたします。

議 長 議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案の
とおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員でありま
す。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議 長 日程第4、議案第26号、農用地利用集積計画の決定(利用権設定)について、
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい、議長。

議 長 はい、事務局。

事務局 それでは、24 ページをお開きください。議案第 26 号、農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を議案書 24 ページにより朗読。今回の案件は、新規が 7 件、再設定が 4 件であります。25 ページ以降を説明。内容の詳細を説明し、最後に旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考える旨を述べた。

議長 議案第 26 号整理番号 4 番については、 〇〇番委員のご家族が借受人となっている事案でありますので、先行して審議・採決を行いたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし、の声）

議長 ご異議なしと認めます。 〇〇番委員は、退席をお願いします。

議長 これより整理番号 4 番に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより整理番号 4 番に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 他になければ質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし、の声）

議長 質疑を打ち切ります。意見はございませんか。

（意見なし、の声）

議長 これより議案第 26 号、整理番号 4 番の農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を採決いたします。

議長 議案第 26 号、整理番号 4 番の農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 〇〇番委員の入室を許可します。

議長 議案第 22 号、整理番号 4 番以外の案件に対しまして担当委員から補足説明があればお願いいたします。

議長 これより議案第 22 号、整理番号 4 番以外の案件に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

議長 質疑がなければ、質疑を打ち切りたいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし、の声）

議長 ご異議なしと認めます。本案に対する質疑を打ち切ります。意見を徴します。

14 番委員 議案第 26 号 整理番号 4 番以外の農用地利用集積計画の決定について意見を述べます。いずれも事実と相違なく、湯川村農業経営基盤強化促進事業実施方針に合致しているので、決定したいと思います。

議長 これより議案第 26 号 整理番号 4 番以外の農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（異議なし、の声）

議長 ご異議なしと認めます。これより議案第 26 号 整理番号 4 番以外の農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）を採決いたします。

議長 議案第 26 号 整理番号 4 番以外の農用地利用集積計画の決定について（利用

権設定)を原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。挙手全員であります。よって本案は原案のとおり決定いたしました。

議長 本日の議題はすべて終了いたしましたので、第791回湯川村農業委員会定例総会を閉会いたします。どうもご苦労さまでした。

6. 本日の会議の結果は、次のとおりである。

議案第24号 「異存がない」旨の意見を付すことに決定

議案第25号 原案のとおり決定

議案第26号 原案のとおり決定

議長 全議事の終了を告げ、令和6年12月19日午前9時53分閉会を宣言した。

上記会議録を証するため下記署名いたします。

令和7年1月23日

湯川村農業委員会

会 長

8 番 委 員

2 番 委 員